

議案第205号

## 福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗一郎

### 理由

この条例案を提出したのは、福岡市総合図書館における駐車場の適正かつ安定的な運営を図るため、指定管理者が行う管理に関する業務に総合図書館の駐車場に係る業務を加えるとともに、駐車場の使用料の上限額を定める等の必要があるによる。

## 福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例

福岡市総合図書館条例（平成8年福岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

### （駐車場の利用の許可）

第5条の2 総合図書館（分館を除く。）の駐車場（以下「駐車場」という。）を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

第6条第1項中「前条」を「前2条」に改める。

第10条に次の1項を加える。

2 駐車場を利用する者からは、1台1回30分までごとに、500円の範囲内で教育委員会規則で定める額の使用料を徴収する。

第13条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第18条第2項第2号中「第5条第1項」の次に「及び第5条の2」を、「会議室」の次に「及び駐車場」を加え、同項第6号及び第9号中「会議室」の次に「及び駐車場」を加える。

第24条第1項中「における第5条第1項」の次に「、第5条の2」を加え、「第10条」を「第10条第1項」に改め、「会議室」と、「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」

と」の次に「、第5条の2中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と」を、「観覧料等」とあるのは「使用料（会議室）の次に「及び駐車場」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。